

岩手県告示第650号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 267号	炭酸カルシ ウム肥料	53炭酸カル シウム肥料	アルカリ分 53.0%	肥料取締法第 3条第1項に 規定する公定 規格のとおり。	東北重炭工業 株式会社	岩手県一関市 大東町猿沢字 金取南沢89番 地の2	平成28年 9月26日